



一般財団法人 日本医学物理士会

自然災害等の影響がある場合の講習会運営に関する細則

2019年11月29日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が主催する講習会が自然災害等の影響がある場合の開催運営について、必要な事項を定める。

(自然災害による講習会運営変更の種類)

第2条 自然災害による講習会運営変更の種類は、①開始時間変更、②終了時間変更、③中止の三種類とする。

(講習会運営変更の判断する者)

第3条 自然災害等の影響により講習会運営が計画通りに実施できないと判断する者は、講習会の事務担当者及び担当理事とする。

- 2 講習会運営変更を判断した場合、担当理事は、速やかに理事、評議員、広報委員会、事務局と情報共有を図ること。中止の場合は、中止案内前に、その他の場合は、講習会終了後速やかに情報共有を図ること。

(講習会運営変更の判断基準)

第4条 講習会運営を変更する判断基準は次の通りとする。

- ① 気象庁から特別警報、警報等が発令されている場合、またそれが予想される場合
- ② 公共交通機関が運休する場合、また、運休を計画されている場合
- ③ その他、講習会受講者・講師・スタッフの安全確保が困難であると判断した場合

(講習会運営変更時の情報共有)

第5条 講習会運営変更時は、その旨を本会ホームページに掲載するとともに、講習会参加者・講師・スタッフへメールにて情報共有を図ること。

(講習会参加費、参加証明書等の運用)

第6条 本会の判断による講習会運営変更時の講習会参加費、参加証明書等の運用について別表1に定める。

- 2 参加者が自然災害等の影響により講習会への参加に影響がある場合も別表1を準用する。



(その他)

第7条 講習会参加費を除き、その他費用（例：参加者交通費、宿泊費及び振込手数料等）については、本会は負担しない。

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。

別表 1. 講習会運営変更時の講習会参加費、参加証明書の運用

区分	講習会参加費	参加証明書/領収書
開始時間変更	返金しない	発行する
終了時間変更	返金しない	発行する
中止	返金する	発行しない